

飛騨市水道事業

料金改定（案）

住民説明会資料

神岡町9/29・古川町9/30開催分

飛騨市 環境水道部 水道課

1. 水道事業とは

「水道」は、私たちの毎日の暮らしを支える大切な公共の財産です。

この大切な財産である水道を事業として担っている水道事業は、地方公営企業として利用者の皆様から頂く水道料金収入によって運営しています。

このかけがえのない水道を次世代へ引き継ぐため、健全で持続可能な水道経営を行う必要があります。

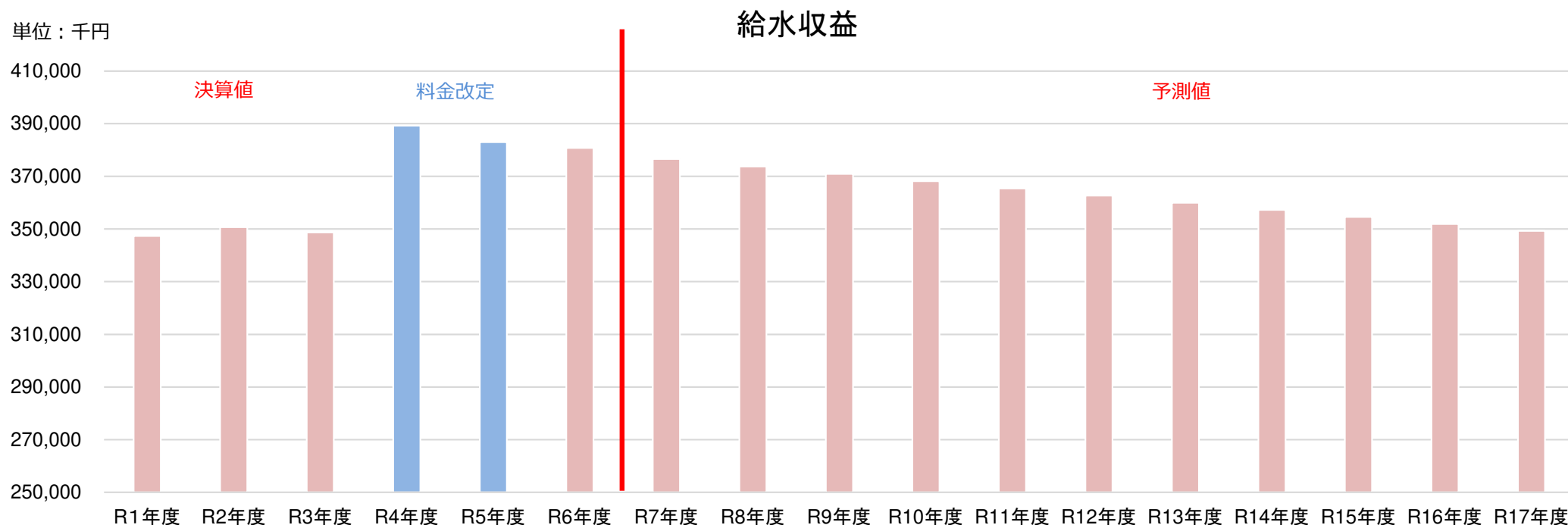
《参考》

※ 《地方公営企業法第十七条の二第二項》一部抜粋

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、地方公共団体の一般会計（基準内繰入金）又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公共団体の経営に伴う収入をもって充てなければならない。（独立採算制）

2. 水道料金改定の背景（料金収入）

人口の減少や節水型社会の進展などによって水道料金収入が減少しています。



※今回の料金改定は加味していません。

令和4年度と令和5年度に料金改定を行い約9.8%上昇しましたが、人口減少などに伴い、減少傾向は続き、今後も減少となっていきます。

3. 水道料金改定の背景（経常費用等）

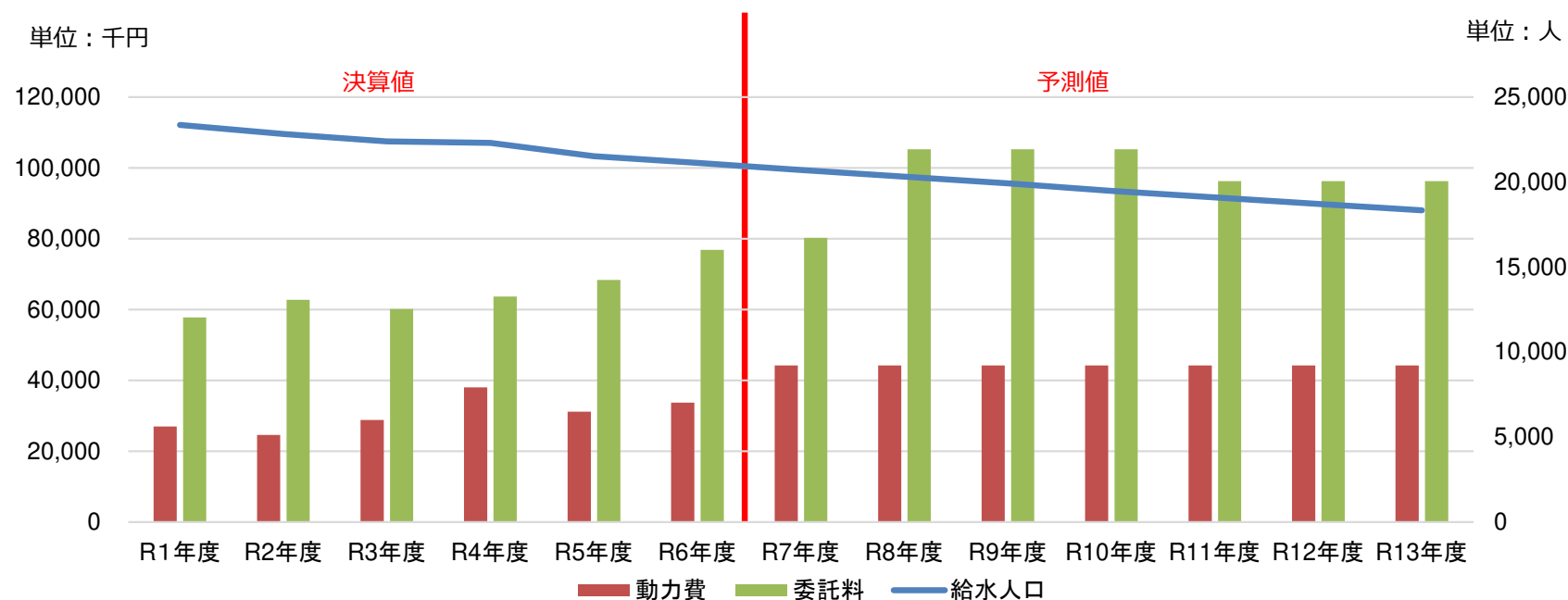
電気料金などのエネルギー価格及び建設物価、材料費、委託料（検査項目の追加）などに伴う支出の増加により、経営状況は厳しさを増してきています。今後もこの流れは持続すると見込まれ、事業運営における利益の確保が厳しい状況となることが見込まれます。

R1対R6決算値比較（大きな増減を伴うもの）

動力費：124.9%（+6,711千円）

委託料：133.0%（+19,068千円）

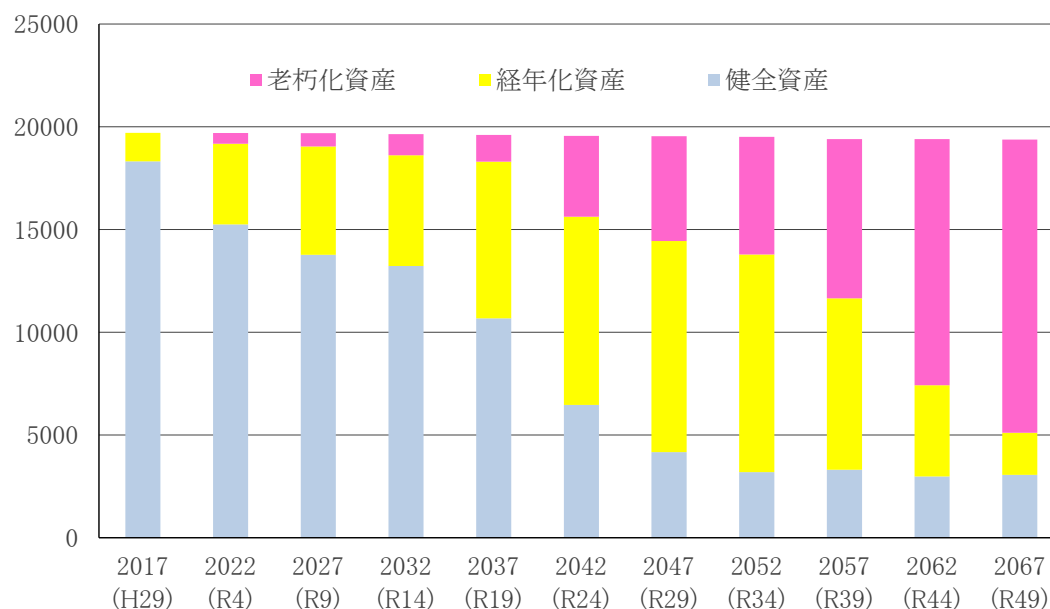
給水人口：90.5%（▲2,226人）



4. 今後の設備投資

アセットマネジメント抜粋（更新を行っていかねばならない資産の状況）

設備投資については、令和14年度頃から経年化資産が増え始め、令和19年度では約半数の設備について更新しなければなりません。（公社）日本水道協会が示す総括原価方式（事業に係る全ての費用による適正料金を求めて設定する。）に示された試算によると令和9年度で27.8%の料金収入が不足することとなっています。総括原価方式とは、 $\text{営業費用} + \text{資本費（資産の3\%）} = \text{料金収入}$



当初の計画のとおり、年間2億円の設備投資を行うにあたり、優先順位を決め、投資額を平準化して行っていく必要があります。

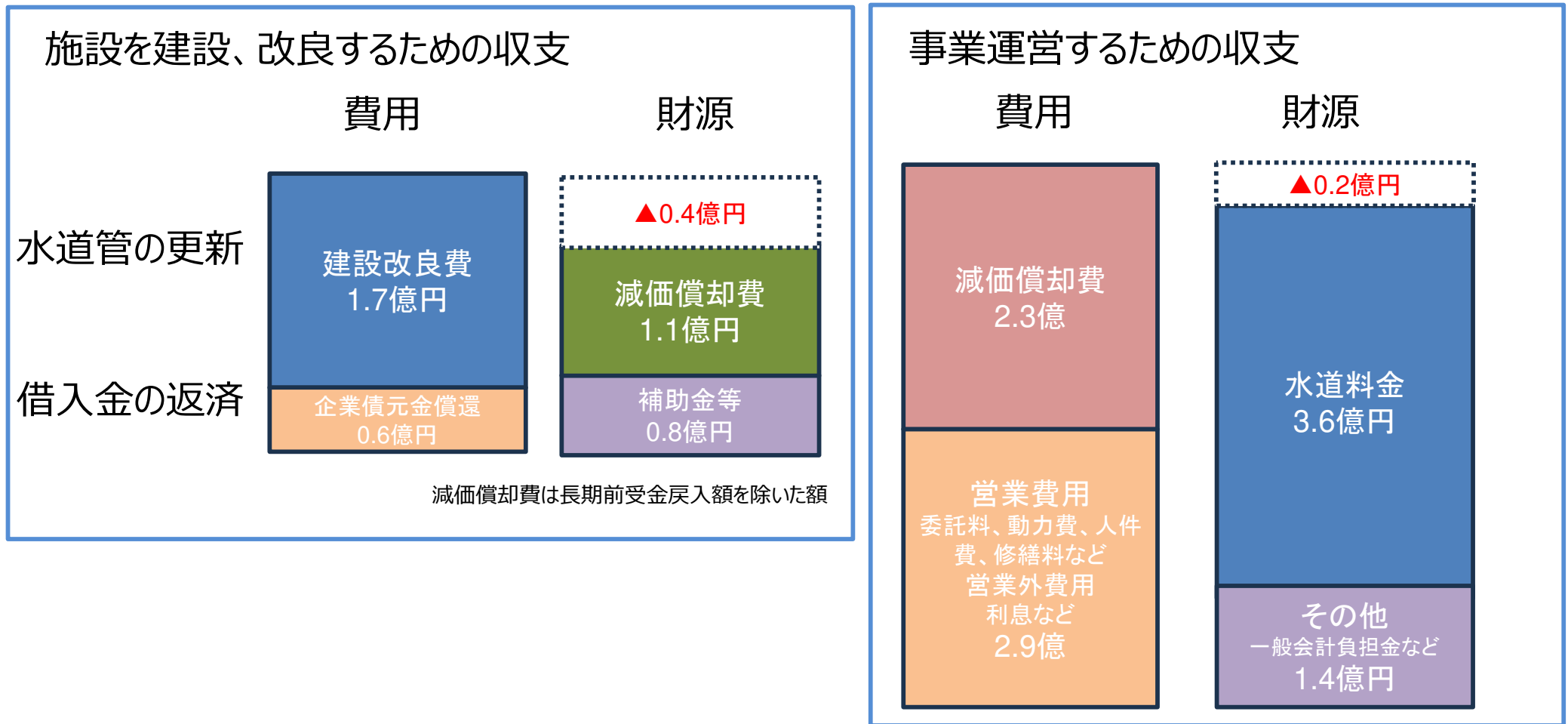
令和9年度以降の主な予定投資事業：高野配水池電気機械装置・舗装・不断水工事

神岡町铸铁管・石綿管更新工事、古川町重要管路更新工事

神岡町山原・巾の口配水池更新工事

5. 経営状況①（令和9年度～13年度）「改定なし」

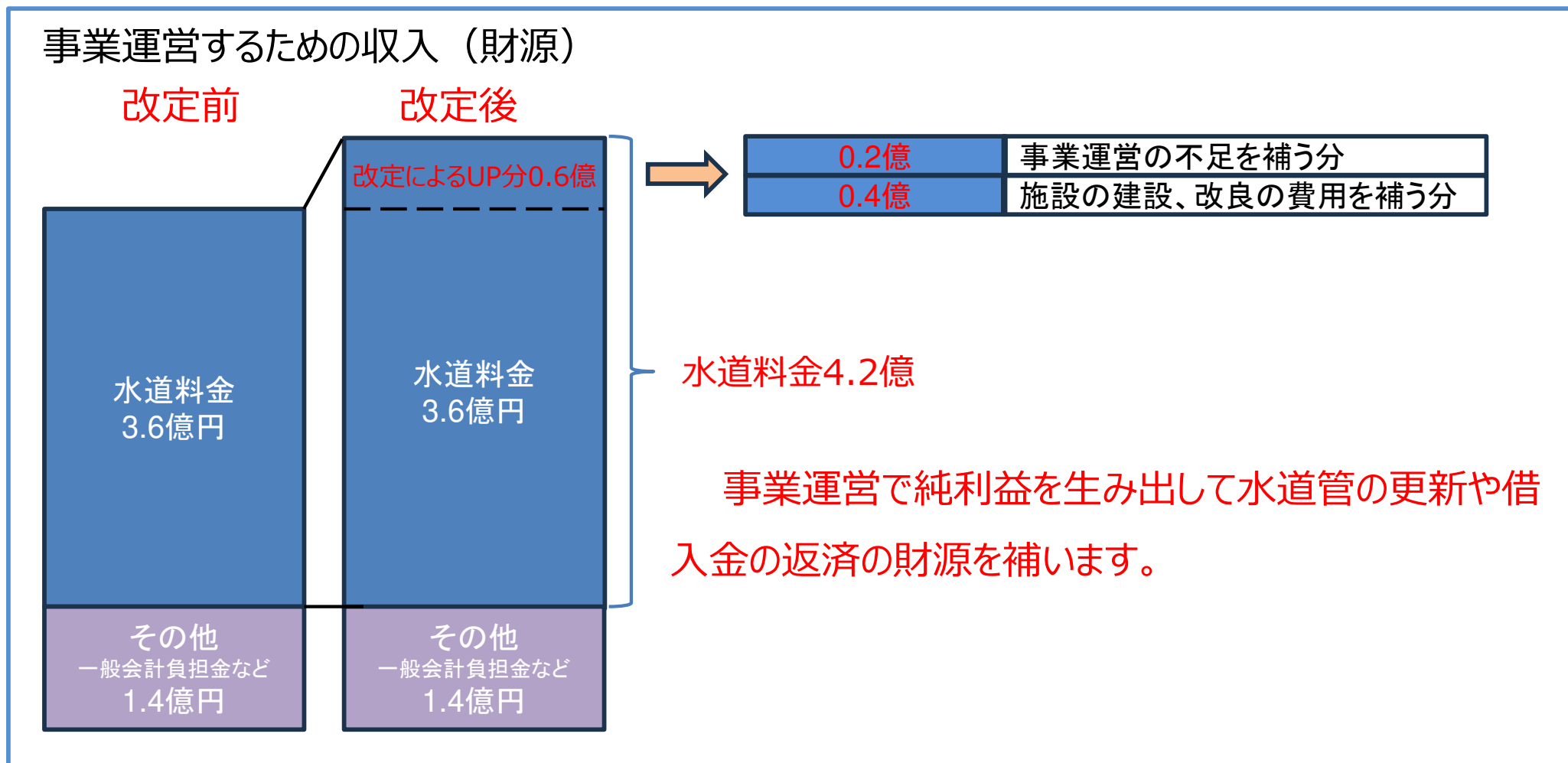
令和9年度から令和13年度までの事業量平均規模の数値（今の料金体系のまま）



事業運営の収支が単年度平均約2,000万円の赤字となり、補填財源を生み出すことができず、将来の更新事業や企業債元金の償還に影響を及ぼします。（新たな借入により水道管の更新を行っていかねばなりません。）

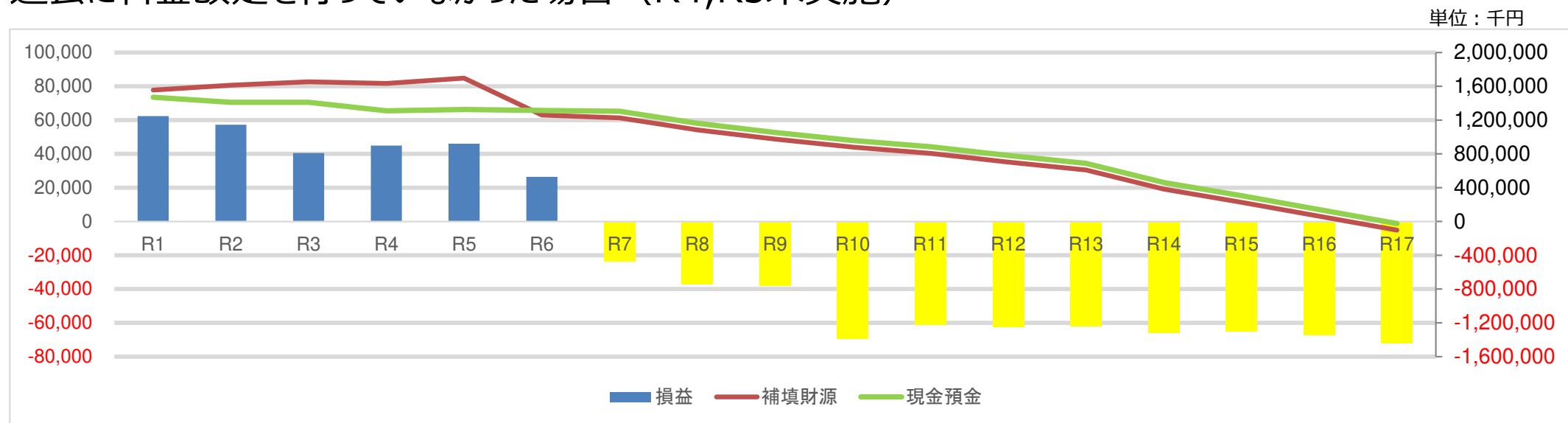
5. 経営状況②（令和9年度～13年度）「改定後」

令和9年度から令和13年度までの事業量平均規模の数値

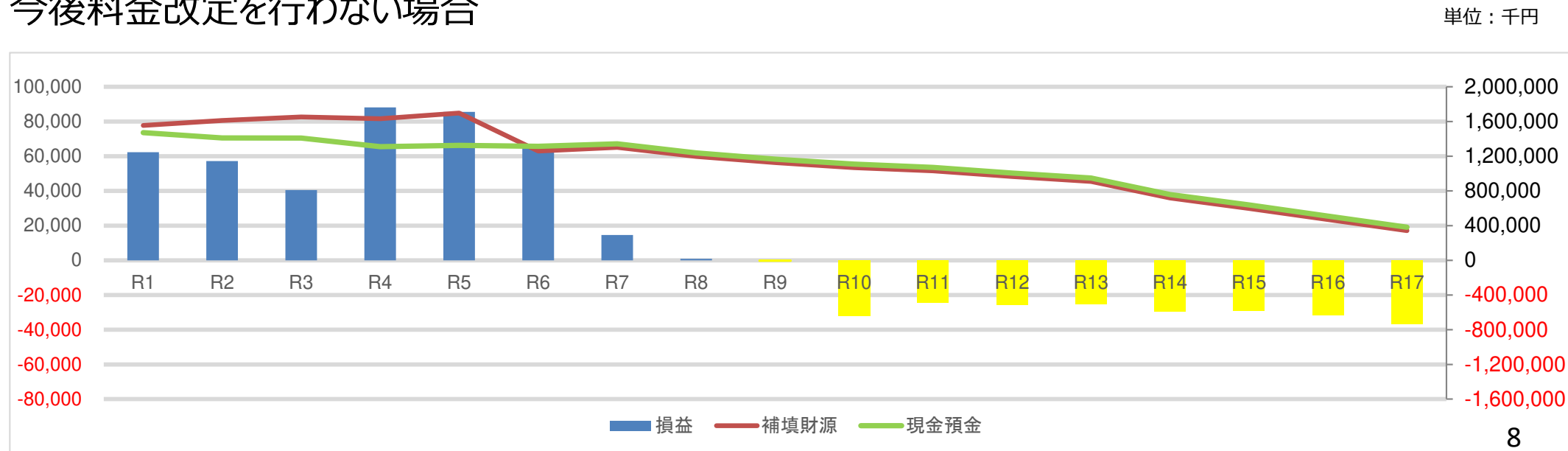


6. 経営比較分析①

過去に料金改定を行っていない場合（R4,R5未実施）



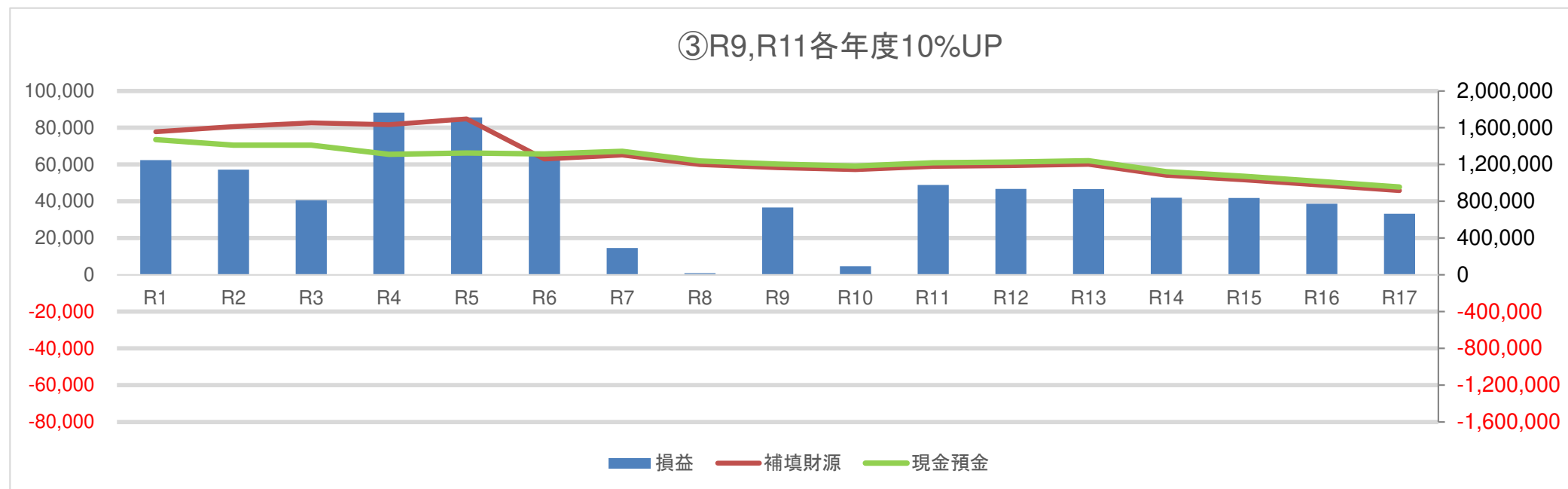
今後料金改定を行わない場合



6. 経営比較分析②（今改定）

令和9年度、令和11年度に各10%UPの料金改定

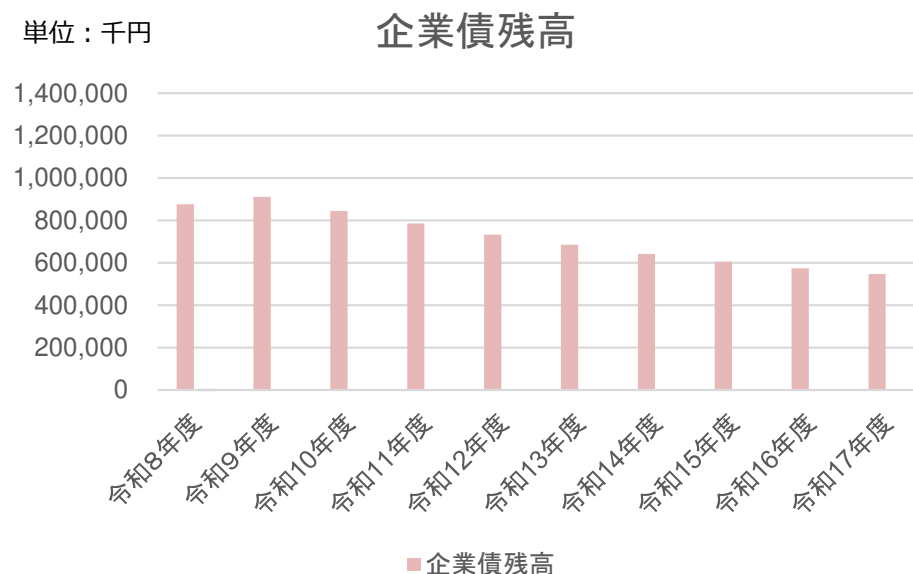
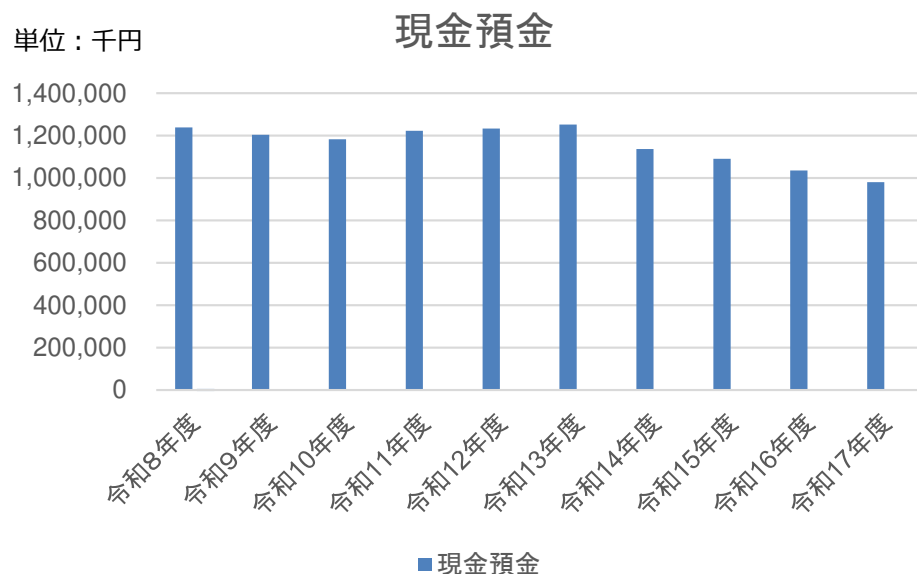
単位：千円



令和9年度から令和13年度の単年度で確実に事業運営純利益を確保（5年間平均約3,700万円）し、補填財源や現金預金を確保することで、**安定した経営を目指すため、2段階に分けた激変緩和措置を設けた上で、料金改定を行います**。本来であれば、直ちに20%UPの改定も必要な財務状況ですが、物価高騰は市民生活への影響もあるため、影響を最小限にするため、期間をあけて段階的に最低限の水準で実施します。

7.現金預金と企業債残高の推移「改定後」

現金預金と企業債残高の推移



・現金預金については、料金改定により、次回目標設定である13年度まで大きく減らすことなく同水準での推移を見込んでいます。**令和9年度12億⇒令和13年度12億円**

・今後の更新事業において、現段階では借入に有利な企業債がないため、令和10年度以降の新たな借入の予定はなく企業債残高は減少します。**令和9年度9億1千万円⇒令和13年度6億9千万円**

8.料金体系①現行

現行料金					
【月額料金】					
用途	口径	基本料	従量料金(1m ³ につき)		
		10m ³ まで	水量	料金	
一般	13	1,000	11m ³ 以上 20m ³ まで		160
	20	1,000			
	25	1,430			
	30	2,440			
	40	2,720			
	50	6,320	21m ³ 以上		190
	65	8,240			
	75	9,960			
	100	11,030			
公衆浴場	—	12,000	100m ³ まで 基本料金	101m ³ 以上	32
※上記の金額に消費税及び地方消費税が加算されます。					

8.料金体系②改定後

令和9年度（令和9年4月請求分）

【月額料金】

用途	口径	基本料	従量料金(1m ³ につき)	
		10m ³ まで	水量	料金
一般	13	1,100	11m ³ 以上 20m ³ まで	180
	20	1,100		
	25	1,570		
	30	2,680		
	40	2,990	21m ³ 以上	210
	50	6,950		
	65	9,060		
	75	10,950		
	100	12,130		
公衆浴場	—	13,200	100m ³ まで 基本料金	101m ³ 以上 40

※上記の金額に消費税及び地方消費税が加算されます。

現行料金(令和8年度)の110%

令和11年度（令和11年4月請求分）

【月額料金】

用途	口径	基本料	従量料金(1m ³ につき)	
		10m ³ まで	水量	料金
一般	13	1,200	11m ³ 以上 20m ³ まで	190
	20	1,200		
	25	1,710		
	30	2,920		
	40	3,260	21m ³ 以上	230
	50	7,580		
	65	9,880		
	75	11,950		
	100	13,230		
公衆浴場	—	14,400	100m ³ まで 基本料金	101m ³ 以上 40

※上記の金額に消費税及び地方消費税が加算されます。

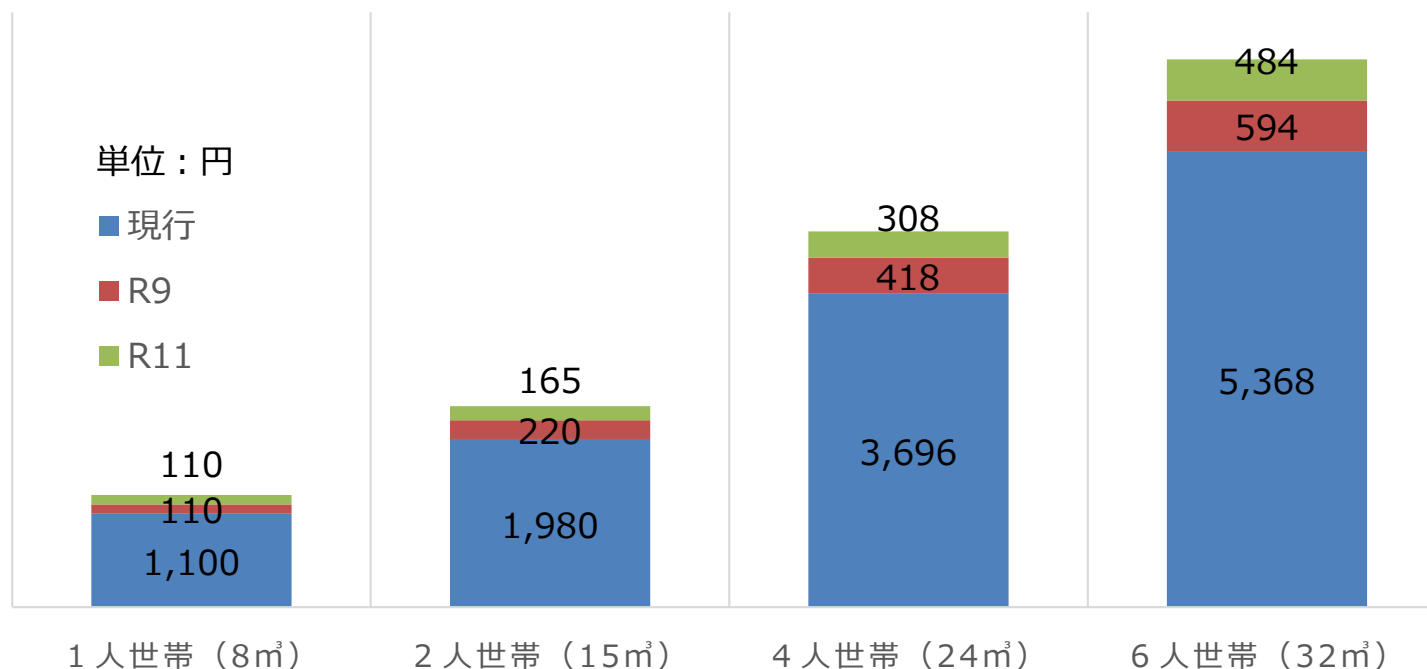
現行料金(令和8年度)の120%

8.料金体系③改定の影響

一般家庭の1人当たり1か月に要する使用量は約8 m³となっています。

改定後の目安（税込）一般家庭用（口径13mm・20mm）

	現行	9年度から	11年度から	
1人世帯（8m ³ ）	1,100円	⇒ 1,210円	⇒ 1,320円	（10m ³ までは固定）
2人世帯（15m ³ ）	1,980円	⇒ 2,200円	⇒ 2,365円	
4人世帯（24m ³ ）	3,696円	⇒ 4,114円	⇒ 4,422円	
6人世帯（32m ³ ）	5,368円	⇒ 5,962円	⇒ 6,446円	



9. 飛騨市水道事業経営戦略

将来にわたる安定的な事業継承、収支の均衡、ストックマネジメント（施設の計画的な更新）の実現を目的に、総務省の指針に基づき、中長期的な安定経営を目指すため経営戦略の策定が義務付けられています。

経営戦略の策定状況（3年から5年以内に見直し）

★平成29年度策定（計画期間：平成30年～令和9年度）

計画：単年度建設改良費2億円

5年ごとに水道料金を20%引き上げます。（令和2年度、7年度）

実績：計画当初の予定より2年度遅らせ、口径別従量制として令和4年度、5年度で
実質9.8%引き上げ（13mm,20mmの一般家庭用10m³までは据え置き）

★令和4年度中間見直し改定（計画期間：令和5年度～9年度）

計画：5年ごとに10%～20%引き上げます。（令和9年度）